

内閣参質八〇第四五号

昭和五十二年六月二十一日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

参議院議長 河野 謙 三 殿

参議院議員沓脱タケ子君提出公害健康被害補償法の費用負担制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員沓脱タケ子君提出公害健康被害補償法の費用負担制度に関する質問に対する答弁書

一について

(一) 昭和五十三年以降の自動車に係る費用負担方式については、現在検討中である。

(二) 補償給付支給事務費、公害保健福祉事業費及び公害健康被害補償協会事務費における国及び地方公共団体の負担に関する現在の制度については、これを変更すべき事情が生じているとは判断していない。

(三) ①及び③ 公害保健福祉事業助成費及び公害健康被害補償給付支給事務費交付金については、実情に合うよう毎年度改善を行つてきている。

② 公害健康被害補償協会においては、関係地方公共団体の協力を得て、納付金の納付事務

の迅速な処理に努めてきており、利子補給を行うことは考えていない。

二について

各方面から種々の要望・意見があるが、これらについては本制度の趣旨・目的に照らして対処する所存である。